

令和5年度第5回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和5年8月10日(木)			
招集場所	日南町役場 議場			
開会時間	9時00分	閉会時間	10時15分	
出席委員	番 号	氏 名	番 号	氏 名
	1 番	足 立 福 子	8 番	糸 田 川 啓
	2 番	天 崎 直 幸	9 番	福 田 英 夫
	3 番	木 山 篤 志	10番	梅 林 操
	4 番	嶋 川 克 寿		
	6 番	塩 見 真 由 美		
出席推進委員	日野上	倉 光 伸 也	多 里	新 田 和 之
	山 上	坪 倉 幹 也	石 見	丸 山 栄 人
	山 上	妹 尾 重 寿	石 見	難 波 豊 治
	阿毘縁	岸 幸 利	福 栄	山 本 昌 樹
	大 宮	藤 原 恵 司		
欠席した委員	7 番	足 立 進 也		
議事録署名委員	4 番	嶋 川 克 寿	6 番	塩 見 真 由 美
出席した職員	事務局長	高 橋 裕 次	主 事	山 田 祐 志

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報 告 事 項	
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による届出について
報告第2号	利用権設定に係る軽微な変更について
5. 議 事	
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について
6. 協 議 事 項	
協議第1号	農業委員の欠員について
7. そ の 他	
8. 閉 会	

開 会	高橋事務局長	<p>おはようございます。定刻より若干早いですが、予定しておられる委員の皆様がお揃いになられましたので、只今より令和 5 年度 第 5 回日南町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>総会開催に先立ちまして、ご逝去された日南町農業委員 加藤幸児様のご冥福をお祈りし、黙祷をささげたいと思います。皆様ご起立ください。</p> <p>(黙祷)</p> <p>ご着席ください。</p> <p>梅林会長よりご挨拶を頂戴し、総会に移りたいと思います。梅林会長お願いいたします。</p>
挨拶	議長	<p>皆様おはようございます。只今、加藤農業委員のご冥福を祈り黙祷をさせていただきます。既に皆さまご承知のように先月 25 日、農作業中に我々同僚の加藤農業委員がご逝去されました。あまりにも早い 69 歳でした。謹んで加藤農業委員のご冥福を皆様とともに祈りたいと思います。8 月 10 日通夜、8 月 11 日葬儀告別式と決まりました。告別式には農業委員会の慶弔規定により皆様のご香典をお預かりし、生花を手向け参列する予定としています。</p> <p>私と加藤君との付き合いは古く、私の長女と加藤君のお子さんが同級生で当時、各学校対抗 PTA バレーボールが盛んな時期、お子さんが日野上小学校に通学していたということもあり、日野上小学校チームで参加していました。彼のポジションは日野上チームで重要なハーフセンターを務め、私は攻撃の要のセッターとして長年バレーボールで付き合いをいたしました。バレーボールでも中心的な役割でしたが、農業委員会では平成 28 年から 3 期目半ばまで勤めていただき、農地部会長として手腕を発揮し、法的業務のリーダーとして農業委員会をリードしていただきました。改めて加藤君のご冥福をお祈りいたします。</p> <p>さて、先月 7 月は全国統一農業委員の改選月でしたが、全国農業会議が多くの女性農業委員の登用を目標としていましたが、鳥取県に於きましても鳥取県農業委員数 229 名中 36 名の女性農業委員が誕生し、農地利用最適化推進委員 431 名中 10 名の女性推進委員が加わりました。今後の女性委員の活躍に期待します。以上を申し上げ、令和 5 年度 第 5 回日南町農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>(高橋事務局長 挙手) 事務局。</p>
	高橋事務局長	<p>本日の総会出席者についてご報告いたします。本日、足立進也農業委員が所要のため欠席の届出が出ております。以上です。</p>
議事録署名 委員選任	議長	<p>日南町農業委員会会議規則第 30 条の規定により、議長が指名するとし、4 番 嶋川農業委員、6 番 塩見農業委員を指名した。</p>
報告第 1 号	議長	<p>続いて報告事項に移ります。報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について事務局お願いします。</p>
	主事	<p>報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出についてです。資</p>

		<p>料1頁、2頁です。本日は3件の合意解約の届出がでております。</p> <p>番号1、農地の所在地が△△×××番地の他、合計11筆、面積合計が8353㎡、貸付人が〇〇〇の相続人、〇〇〇 相続財産管理人弁護士の〇〇〇さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて借受人が△△の〇〇〇さん、平成27年12月11日から令和7年12月10日までの契約期間ですが、相続放棄による合意解約の届出がでております。土地の引き渡しについては令和5年10月31日の予定となっております。</p> <p>番号2、農地の所在地が△△×××番地の他、合計3筆、面積合計が6233㎡、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が△△の〇〇〇さん、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの契約期間ですが、解約後、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて株式会社□□□が耕作予定です。</p> <p>番号3、農地の所在地が△△×××番地の他、合計4筆、面積合計が4814㎡、貸付人が〇〇〇代表相続人〇〇〇さん、借受人が△△の〇〇〇さん、令和3年1月1日から令和7年12月31日までの契約期間ですが、解約後、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて株式会社□□□が耕作予定です。以上です。</p>
	議長	<p>報告第1号についてご質問、ご意見がございますか。</p> <p>(2番 天崎農業委員挙手) 2番 天崎農業委員。</p>
	天崎農業委員	<p>番号1の相続放棄による解約ということですが、今後はどういう形になるのでしょうか。相続放棄で解約をされた後。</p>
	議長	<p>(高橋事務局長挙手) 事務局。</p>
	高橋事務局長	<p>番号1については10月末をもちまして、合意解約となります。その後につきましては、相続財産管理人から鳥取財務事務所に協議をされ、国へ帰属の手続きを進めておられるということで伺っております。以上です。</p>
	議長	<p>報告第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。</p>
報告第2号	議長	<p>報告第2号 利用権設定に係る軽微な変更について事務局お願いします。</p>
	主事	<p>報告第2号 利用権設定に係る軽微な変更についてです。資料3頁、4頁です。本日は3件の軽微変更の届出がでております。</p> <p>番号1、農地の所在地が△△×××番地の他、合計5筆、貸付人が△△の〇〇〇さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて借受人が△△の〇〇〇さん、賃借料の変更で全体◇◇◇kgの物納での契約から使用貸借での契約に変更されます。</p> <p>番号2、農地の所在地が△△×××番地の他、合計3筆、相続による権利者の変更で、貸付人が〇〇〇代表相続人 〇〇〇さんとなります。契約内容に変更はありません。</p> <p>番号3、農地の所在地が△△×××番地の他、合計10筆、相続による権利者の変更で貸付人が〇〇〇代表相続人 〇〇〇さんとなります。契約内容に変更はありません。以上です。</p>

	議 長	報告第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。 (1 番 足立福子農業委員挙手) 1 番 足立福子農業委員。
	足立農 業委員	小作料や契約期間について変更なしということですが、契約開始はいつからになるのでしょうか。 解約して次の契約はいつからになるのでしょうか。
	主 事	失礼します。解約後の新契約についてはこの後の議案第 2 号農地利用促進計画で説明させていただきます。 軽微変更の契約期間、小作料について変更がない場合は変更なしと記載させていただきますいております。
	議 長	報告第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので報告事項を終わります。
議案第 1 号	議 長	続いて議事に移ります。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局お願いします。
	主 事	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。5 頁からの資料となりますが、手続きの不備があったため取り下げて保留とさせていただきますと思います。 2 件の申請がありますが、2 件とも売買での所有権移転の申請ですが、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて貸借契約している農地のため、相続以外での所有権移転が行われる場合は先に解約の手続きが必要ということですので、来月改めて審議していただきたいと思います。
	議 長	議案第 1 号について、事務局の不備があったため、保留とし来月総会で審議していただきたいと思います。よろしく願いいたします。 次に移ります。
議案第 2 号	議 長	議案第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について事務局お願いします。
	主 事	議案第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答についてです。資料 15 頁からです。16 頁に利用集積等促進計画案総括表をつけておりますので、ご覧いただけたらと思います。今月は機構を通じた新規の案件が 16 件、再設定の案件が 23 件です。再設定については機構を通じた新規となりますが、これまで相対契約だったものが今年度から機構を通じた 3 者の契約となります。借受人の変更もないことから再設定の扱いとさせていただきます。賃貸借権の利用権設定が合計 328, 101. 96 m ² 、使用貸借権の利用権設定が合計 6, 233 m ² 、8 月の移動合計は 334, 334. 96 m ² です。 また、株式会社□□□の契約期限切れの農地を再契約していただいたため面積が多くなっています。 17 頁に鳥取県農業農村担い手育成機構への利用集積、配分、農用地利用集積等促進計画実績集計表をつけております。利用権設定の貸付人が 37 人、343 筆、面積が 323, 287. 96 m ² 、借受人が 2 人、350 筆、334, 334. 96 m ² 、配

分率が 103.4%となっております。配分の付替えがありましたので、配分率が 100%を超えております。

農用地利用集積等促進計画の詳細に移ります。資料 19 頁です。

申請番号 1、農地の所在地が△△×××番地の他 3 筆、面積合計が 4848 m²、貸付人が△△の〇〇〇さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて借受人が株式会社□□□、水稻作付、水張反当◇◇◇kg、令和 5 年 10 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 8 年 6 ヶ月の契約期間です。

以下、申請番号 7 までの契約が鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて株式会社□□□が新規で借り受けられます。契約期間は令和 5 年 10 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 8 年 6 ヶ月の契約です。賃借料等についてはお読み取りいただきたいと思ひます。

申請番号 8 から 14 までの契約が鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて株式会社□□□が新規で借り受けられます。契約期間、賃借料等についてはお読み取りいただけたらと思ひます。

申請番号 10、11 の借受人が株式会社□□□と記載しておりますが、株式会社□□□の間違いです。訂正お願いします。

申請番号 15、16 の契約が、先ほど合意解約がありました契約の付替えとなります。申請番号 15、土地の所在地が△△×××番地の他、合計 3 筆、面積合計が 6233 m²、貸付人が△△の〇〇〇さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて借受人が株式会社□□□、水稻作付、使用貸借、令和 5 年 10 月 1 日から令和 15 年 12 月 31 日までの 10 年 3 ヶ月の契約です。

申請番号 16、農地の所在地が△△×××番地の他、合計 4 筆、面積合計が 4814 m²、貸付人が△△の〇〇〇代表相続人 〇〇〇さん、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて借受人が株式会社□□□、水稻作付、水張反当◇◇◇円、令和 6 年 1 月 1 日から令和 15 年 12 月 31 日までの 10 年間の契約です。

申請番号 17 番から 39 までの契約がこれまで株式会社□□□と相対契約を結んでおられましたが、契約期間切れとなり、今回、鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて株式会社□□□が借り受けられます。機構を通じた新規の案件ではありますが、借受人の変更がないため日南町農業委員会としては再設定での扱いとさせていただきます。契約期間は令和 5 年 10 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日、賃借料等は地権者ごとに違ひますので、ご確認お願いいたします。

申請番号 27、〇〇〇さんとの契約について令和 5 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 9 日までの 1 年 5 ヶ月の契約ですが、〇〇〇さんの他の農地を令和 7 年 3 月 9 日まで契約しているため、期間を合わせています。

申請番号 37、〇〇〇さんとの契約について令和 5 年 10 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日までの 9 年 6 ヶ月の契約です。こちらは地権者側の希望により他の契約より 1 年長い期間となっております。以上です。

議長

議案第 2 号について説明がありましたように、不在地主が多くなってき

		<p>ました。今後の地域計画を作成するのに苦勞すると思いながら聞いておりました。ご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第2号について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第2号は承認された。</p>
協議第1号	議長	<p>続いて協議事項に移ります。協議第1号 農業委員の欠員について事務局お願いします。</p>
	高橋事務局長	<p>協議第1号 農業委員の欠員についてです。議席番号5番、〇〇〇さんがお亡くなりになり、日南町の条例に定める農業委員会の委員定数が1名不足となっております。農業委員会等に関する法律に委員の罷免、失職及び辞任についての規定がありますが、議会の同意を得て罷免し、町長及び農業委員会の同意を得て辞任することができるとなっております。また、資料47頁の日南町農業委員会の農業委員の任命に関する規則の中の、第9条第1項に罷免、失職または辞任により欠員が生じた場合は、この規則に定める規則に準じて委員の補充をすること。第2項では委員の欠員が定数の3分の1を超えた場合は、この規則に定める手続きに準じて補充をしなければならない。と規定されております。今回の欠員につきましては、本規則の罷免、失職または辞任ではなく、委員定数の3分の1以下であることから必ずしも欠員補充をする必要はございませんが、欠員が生じたことにより、委員会活動が適切に処理できなくなる場合には速やかに委員を任命することが適当であると考えております。委員の方からご指摘があり、本規則では今回の欠員補充に対応していない内容となっており、本日別紙資料において、規則及び規定の一部改正について今後手続きを行っていきたいと考えております。従いまして、本来は規則改正後にご提案すべき内容ではあります。本規則で欠員が生じた議案として解釈をし、欠員補充の取り扱いについて説明をさせていただきます。</p> <p>事務局といたしましては、現在の委員で、△△地域の活動を補うことは委員個人の負担が大きくなることから、欠員補充をしていくことが妥当であると判断しております。理由としまして、現委員の在任期間が1年10ヶ月余りあり、この間、農地の現地確認、農業者からの相談対応が必要な場合もあります。さらに、今年から始まりました、地域計画策定に伴う目標地図の作成については地域との関わりが重要であることを踏まえ、他の地域の委員の方で応援、カバーをしていただくことは困難であると考えております。</p> <p>今回協議で委員の欠員補充を行うこととなった場合には町長に申し入れを行い、承認をいただいた後、本日配布の別紙日南町農業委員の欠員補充事務手続き(案)に基づきながら、委員の募集を行いたいと思います。その後、候補者が決定しましたら、議会での選任同意を受け、町長が委員任命をする流れとなります。</p> <p>また、そのほかに〇〇〇さんは農地部会部会長、また、部会長として町の地籍調査推進協議会の農業委員会の代表でした。事務局からのご提案でご</p>

		<p>ざいですが、農地部会については副部長であります、木山農業委員に農地部会長、町の地籍調査推進協議会の農業委員会代表に就任をお願いしたいと考えております。また、今年度の△△地域の農地パトロールについては隣接の地域から足立福子農業委員で対応をお願いしたいと考えております。以上の内容で農業委員の欠員についての協議をお願いします。</p>
	議 長	<p>協議第1号について事務局から説明がありましたように、欠員補充を行いたい考えであります。ご意見、ご質問がございますか。</p> <p>事務局提案に従って補充する方向で考えてよろしいでしょうか。</p> <p>決議事項ではありませんが、賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 事務局案に従って欠員補充の手続きを進めていきたいと思えます。</p> <p>農地部会、地籍調査推進協議会農業委員会代表について事務局提案でよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし) 木山農業委員よろしく申し上げます。</p> <p>農地パトロールにつきましては足立福子農業委員にお願いしたいと思えますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし) 足立農業委員よろしく申し上げます。</p> <p>それでは欠員補充について手続きを事務局で進めていただきたいと思えます。</p> <p>皆さんから協議事項がありますか。無いようですので、次に移ります。</p>
そ の 他	議 長	<p>その他事務局をお願いします。</p>
	主 事	<p>次回総会は、令和5年9月11日(月)9時から開会予定です。ご予約をお願いいたします。</p> <p>本日開催予定の農地部会ですが、日野上地域、石見西地域、多里地域の案件がございますので、総会終了後このまま議場で行いたいと思えます。お願いいたします。</p>
	議 長	<p>次回総会は9月11日(月)9時からお願いいたします。</p> <p>その他、事務局からありますでしょうか。</p>
	高橋事務局長	<p>本日配布資料の研修会の案内です。研修委員会等で協議をさせていただいておりましたが、日野郡農業委員会研修会について日南町が当番町となっております。新型コロナウイルス感染症の関係で、延期しておりましたが、今年度日野郡農業委員会研修交流会を開催に向けて調整させていただいております。日時は10月6日(金)午後から、現地視察、終了後、懇親会を予定しております。農作業等多忙とは存じますが、久しぶりの3町での交流会となりますので、ご予約をお願いいたします。総会を同日午前中に予定しておりますので、終日となりますがよろしくお願いいたします。</p> <p>続いて、日南町農業委員会2年目研修会を実施したいと考えております。昨年、智頭町へ現地視察研修を行いました。皆様から、日帰り研修ではどうかというご意見ご提案をいただいております。現在研修先と調整中ではありますが、11月6日(月)を予定しております。詳しくは改めて、ご案内</p>

	<p>内をさせていただきたいと思います。</p> <p>また、9月総会終了後には農地パトロール後の農業委員会交流会を以前は実施していたようです。9月総会終了後に交流会を考えておりましたが、この度の加藤さんのこともございますので、農地パトロール後の懇親会は中止させていただきます。</p> <p>また、これからお盆の帰省の時期を迎えます。全国的にコロナウィルス感染者が増加傾向にあります。委員の皆様におかれましても、感染対策にご注意、ご留意いただければと思います。以上です。</p>
閉 会	<p>議 長</p> <p>事務局から3件の報告がありました。慶弔規定の改定について来月協議させていただきたいと思います。日野郡農業委員会研修交流会、日南町農業委員会研修会についてご質問、ご意見がございますでしょうか。</p> <p>皆さんからその他ありますでしょうか。無いようですので、以上を持ちまして令和5年度第5回 日南町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。</p>

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和5年 月 日

日南町農業委員会 会 長

日南町農業委員会 委 員

日南町農業委員会 委 員